



〈検察官の仕事〉

検察官の仕事は、法律に則って、悪いことをした人に、やったことに見合った刑を求めることだと、私は考えています。
罪を犯す人には、それぞれ事情があります。しかし、どんなことをしたのか、どんな事情があったのかを全く考えずに刑を決めてしまっただけは、その人にとっても、被害に遭った人にとっても、納得のいかない結論になってしまいます。そのため、犯人から直接話を聞いたり、犯人がどんなことをしたのかを裁判で明らかにすることによって、その人がしたことに見合った刑になるように努めています。

〈検察官のやりがい〉

被害者の声を裁判所に届けることも、検察官の仕事の1つです。犯罪の被害に遭う方は、法律に詳しい方ばかりではありません。その声を代わりに被疑者や裁判所に伝えることも、とても重要なことだと思っています。

先日、被害に遭われた方の上司から、「被害者の感じた恐怖心や辛かった気持ちを犯人に伝えてくれて嬉しかった。」とっていただけたことがありました。検察官として事件に関わる中で、被害に遭った方が、少しでも前を向く手助けができればいいなと思っています。



〈職場の雰囲気〉

毎日元気な挨拶が飛び交う、明るく活気のある職場です。津地検は、温厚な人が多い上、大規模庁に比べて職員の数少ないこともあり、非常にアットホームな雰囲気です。そのため、仕事で困ったことや分からないことがあっても、周囲の先輩に気軽に相談することができます。

特に、若手職員のサポート体制が充実しており、津地検では、若手職員が集まってグループを作り、相談や意見を自由に述べる場を設けています。このグループでは、年の近い先輩に、仕事の不安や仕事以外の悩みなどを気軽に相談することができます。若手職員からは、「採用後間もない頃は不安でいっぱいだったが、複数の先輩職員から様々なアドバイスをもらうことができたため、不安を解消することができた。」という声もあり、職員全体で若手職員をフォローする雰囲気があると思います。

さらに、津地検では、ワークライフバランスの実現をサポートするため、育児のために勤務時間を短くしている職員の仕事の一部を他の職員が引き受けるなど、職員が互いに協力し合って仕事をしています。さらに、係や課で対応できない場合は、津地検全体で協力する体制も構築しています。

津地検は、職員間の風通しもよく、仕事と生活を両立できる、とても働きやすい職場です。



先輩職員の声③（検察事務官）

私は、法律の勉強などは一切したことがなかったので、入庁したときは、検察庁の業務や法律の知識などは一切ありませんでしたが、入庁後、各種研修を受け、また、実務を行っていく中で、刑法や刑事訴訟法などの知識を得ることができました。

津地方検察庁は、東京・大阪・名古屋などの大規模庁と比較すると職員数が少なく、上司や先輩方にすぐに顔と名前を覚えてもらうことができるため、すぐに職場になじむことができます。

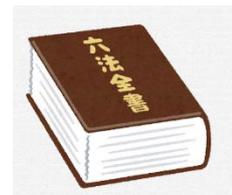
先輩方からも声をかけてもらいやすく、非常に仕事をしやすい環境です。

検察事務官と言えば、やはり捜査・公判部門に所属する立会事務官のイメージが強いと思います。

立会事務官は、検察官をサポートし、検察官と二人三脚で犯罪の捜査を行います。検察官と二人三脚で難解な事件を解明し、適切に事件処理ができたときは、言葉で表すことは難しいですが、非常に達成感があります。

最近では、犯罪が非常に多様化していることから、検察事務官も様々なことへ対応が求められています。

ほんの少しでも検察庁へ興味を持たれた方は、ぜひ津地方検察庁の職場見学等へお越しください！！



〈検察庁の魅力〉

「けんさつ？ 警察じゃないの？」と言われてしまうことがあります。私たち検察庁は、警察と同じ捜査機関でありながら、警察ほど知名度がなく、このように間違えられることがあります。ですが、検察庁は、すごい機関なんです！

犯人が逮捕された後のことを知っていますか？ みなさんがご存じのとおり、犯人は裁判にかけられ、裁判官に有罪か無罪かを判断されます。では、裁判にかけるか、かけないかを決めているのは誰なのでしょう？ 裁判に立っているのは誰なのでしょう？ それ、全部、検察庁がしているんです。

さらに、検察庁は捜査機関ですので、捜査も行います。「あれ？ 捜査をするのは警察じゃないの？」と思われるかもしれません。ですが、検察庁でも犯人を取り調べたり、目撃者から話を聞いたりしています。なぜかというと、犯人を裁判にかけるか、かけないか（裁判にかけることを起訴といいます。）を決める権限を持っているからです。これは警察にはない権限です。無実の人を有罪にしてはいけません。検察庁は警察と協力して事件の捜査をしますが、一方で警察の捜査を審査する役割もあります。

犯罪の証拠は、テレビドラマのように簡単には見つかりませんし、実際の捜査では初めから決定的な証拠が見つかる事件は少ないと思います。ですので、検察庁は、警察と協力し、目撃者から話を聞いたり、事件現場に行き検証をしたり、専門家から話を聞いたりして徹底的に証拠を収集します。そして、何より、被害者の身になり、被害者の話の話を傾けます。こうして集めた証拠を一つ一つ吟味し、事件の真相を明らかにし、犯人を起訴するか、しないかを決めるのです。

裁判では、犯人が有罪であることを証明することはもちろん、被害者の声や犯罪がもたらした社会への悪影響なども裁判の中で訴え、適正な判決が得られるよう努めています。

検察庁職員は、困っている人を助けたい、少しでも社会をよくしたい、という思いをもって、不断の努力を積み重ねながら職務に取り組んでいます。

〈求めるスキルや人物像〉

検察庁には、検察官と検察事務官と呼ばれる職員がいます。

検察官は、さらに検事と副検事に分けられます。検事は、ロースクールなどを経て司法試験に合格することが必要です。副検事は、検察事務官や警察官等が試験に合格することで就くことができます。

検察事務官は、国家公務員の試験に合格する必要があります。

いずれもそれぞれの試験に合格すれば、その後の採用手続等を経て任官できるのですが、最初から特別なスキルは必要ありません。

検事、副検事になるための試験は法律の勉強が必要ですが、検察事務官の試験は一般的な国家公務員の試験ですし、法律を学んでいないとなれないわけではありません。検察事務官の中には、高卒、専門学校卒の人もたくさんいますし、大学の法学部卒でない人もたくさんいます。法律の知識は、採用されてから身につけても遅くありませんし、法律に関係ない学歴・経験でも検察庁の仕事には役に立つことがたくさんあります。例えば、情報処理の知識は、押収したパソコンを解析するときに役立ちますし、SNSを利用しているのであれば、SNSを使った詐欺事件にその経験が役立ちます。

検察庁のパンフレットには、「真実を見つめ、社会正義の実現のために犯罪に立ち向かう」と書かれていますが、「社会正義の実現のため」と聞いて、立派な正義感がなければ務まらないのではないと思われるかもしれません。ですが、検察官には犯人を裁判にかけるとか、かけないかを決める権限が与えられており、反省していて再犯の可能性がなく、裁判にかけなくても更生していけると検察官が考えれば、犯人を裁判にかけないこともできるのです。そこには誰かの助けになりたい、人の役に立ちたいという気持ちがあれば検察庁の職員として十分だと思います。

